

第1章

計画の策定にあたって

第1章／計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

山形市の高齢者数（高齢化率）は、73,000人（30.6%）を超え、今後も高齢化は進展し、認知症高齢者数、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯数が増加していくと見込まれています。

こうした中で、山形市においては、今後、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み量等を踏まえて介護サービス基盤を整備し、これから迎える団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年（令和7年）、さらには85歳から90歳以上の高齢者が増加することが見込まれる2035年（令和17年）、2040年（令和22年）を見据え、これまで進めてきた「地域包括ケアシステム」の確立に向けた取組を深化・推進し、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

本計画は、このような状況を踏まえ、今後3年間で山形市が取り組む高齢者保健福祉施策を策定するものです。

本計画は、「老人福祉計画」（老人福祉法第20条の8）、「介護保険事業計画」（介護保険法第117条）、「介護給付適正化計画」（介護保険法第117条）及び「成年後見制度利用促進基本計画」（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項）を一体的に策定するものです。

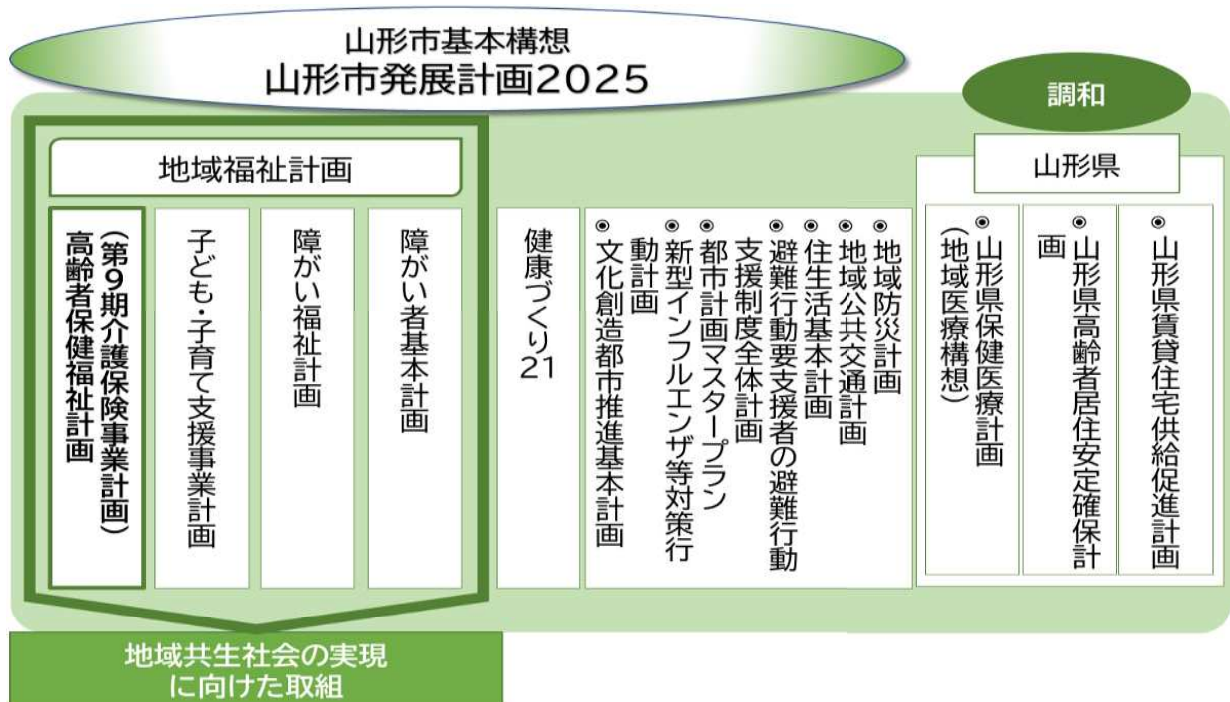


2 計画の位置づけ

山形市では、「山形市発展計画2025」に基づき、健康医療先進都市の確立に向けて、各施策に取り組んでいます。

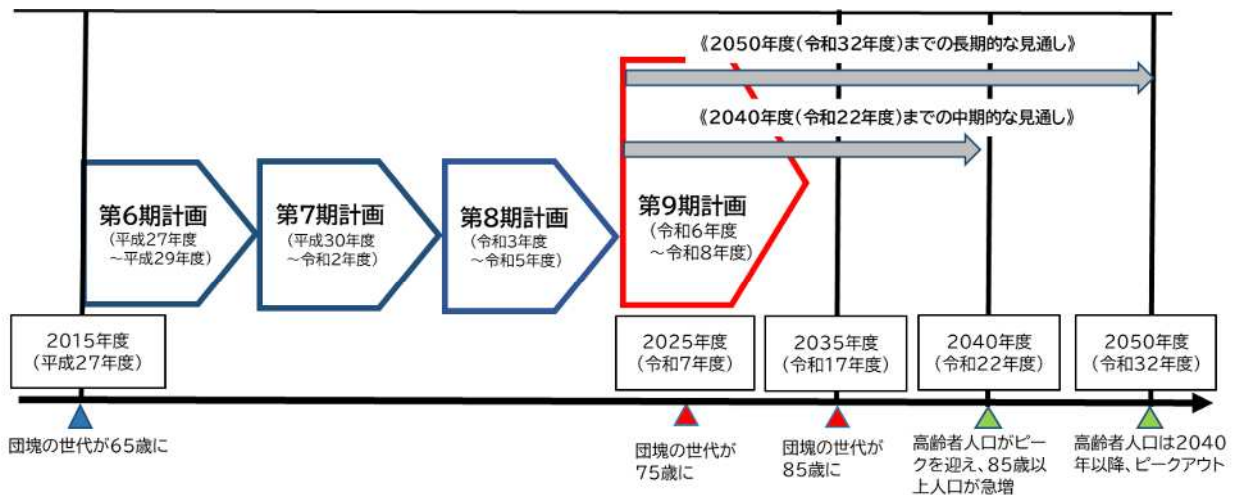
本計画は、この「山形市発展計画2025」を踏まえ、「山形市地域福祉計画」「山形市障がい者基本計画」、「山形市健康づくり21」、「山形市地域防災計画」、「山形市地域公共交通計画」、「山形県保健医療計画」をはじめとする上位計画・関連計画と整合性を図り、策定します。

また、介護保険事業計画は、国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、定めるものとされています。(介護保険法第117条)



3 計画期間

本計画の対象期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年です。



4 計画の策定過程

(1) 高齢者実態調査（令和5年2月～3月実施）

① 高齢者の健康と生活状況調査〔介護予防・日常生活圏域ニーズ調査〕

地域の抱える課題や高齢者のニーズを特定し、施策に反映させるため、14,000人を対象にアンケート調査を行いました。

② 高齢者の生活と介護者の就労状況調査〔在宅介護実態調査〕

高齢者の在宅生活や家族介護者の就労継続の実現に向けた介護サービス等の在り方を検討するため、8,167人を対象にアンケート調査を行いました。

(2) 介護保険事業者等実態調査（令和5年3月～4月実施）

介護保険サービス事業者、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターの状況や利用者の状況を把握し、介護サービスの整備等を検討するため、561事業者等を対象にアンケート調査を行いました。

(3) 介護保険事業者等意見交換会（令和5年8月～11月実施）

介護現場の最前線で介護サービスの提供等を行っている事業者等の意見を伺い、施策に反映させるため、サービス種別ごとに意見交換会を開催しました。

開催期間		サービス種別	
令和5年	8月 ～11月	在宅医療・介護連携室ポピー	生活支援コーディネーター(第1層・第2層)
		基幹型地域包括支援センター	通所型サービスC(元気あっぷ教室)
		地域包括支援センター(14センター)	認知症対応型共同生活介護
		介護老人保健施設	小規模多機能型居宅介護
		福祉用具貸与、特定福祉用具販売	看護小規模多機能型居宅介護
		訪問リハビリテーション	訪問入浴介護
		おれんじサポートチーム	シルバー人材センター 老人クラブ連合会
		居宅介護支援	通所リハビリテーション
		訪問介護	訪問看護
		特定施設入居者生活介護	短期入所生活介護 短期入所療養介護
		特別養護老人ホーム	通所介護
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	

(4) 山形市成年後見推進協議会（令和5年8月）

成年後見制度利用促進基本計画として、本計画に、法律関係団体、福祉関係団体等の意見を反映させるため、山形市成年後見推進協議会を開催しました。

(5) 山形市介護人材確保推進協議会（令和5年9月）

本計画の人材確保等に関する施策に、介護サービス事業者、福祉関係団体、教育機関等の意見を反映させるため、山形市介護人材確保推進協議会を開催しました。

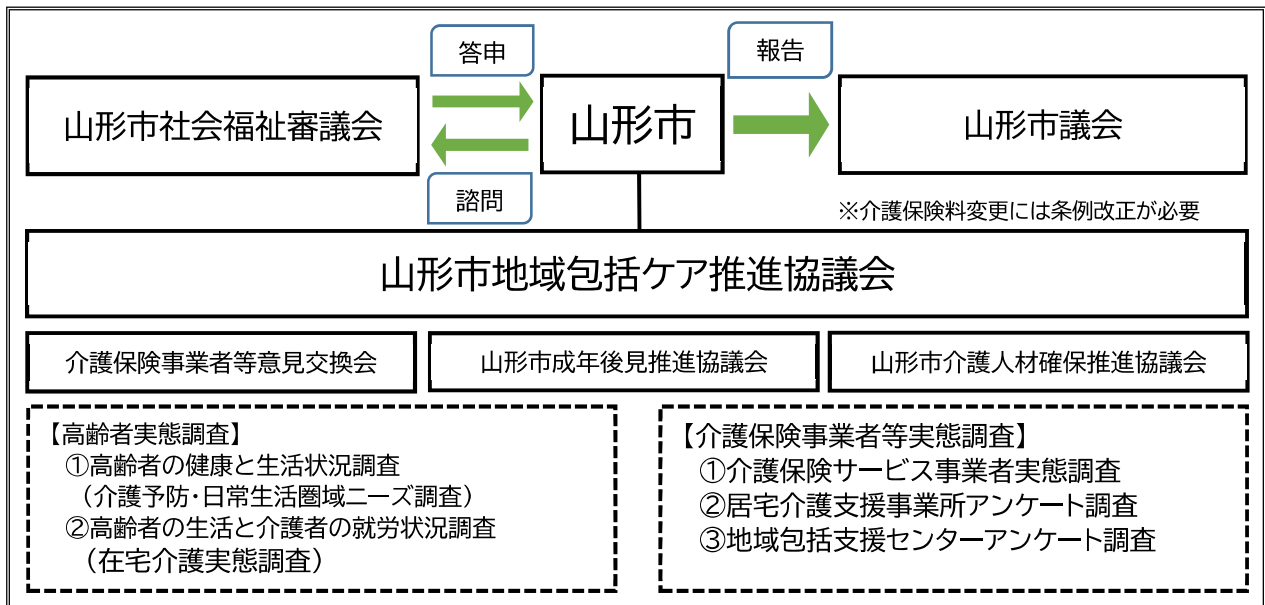
(6) 山形市地域包括ケア推進協議会（令和5年7月、9月 計2回開催）

介護保険法第117条第11項に基づき、本計画に、福祉関係団体や医療関係団体、被保険者の代表者等の意見を反映させるため、山形市地域包括ケア推進協議会を開催しました。

(7) その他 高齢者虐待防止連絡協議会（令和5年8月）

(8) 山形市社会福祉審議会（令和5年12月、令和6年1月 計2回開催）

山形市の福祉施策について市長の諮問に応じ審議する附属機関である山形市社会福祉審議会に、本計画の内容を諮問し、ご審議いただきました。



5 計画の進行管理

本計画に基づく施策の進捗状況は、毎年度、計画の目標及び保険者機能強化推進交付金等の評価結果等を活用しながら、山形市において点検・分析を行った上で、山形市地域包括ケア推進協議会に報告し、意見を伺い、評価します。

この評価結果に基づき、必要に応じて施策の見直しを図るなど、PDCAサイクルを通して、本計画を適切に実施できるよう進行管理を行います。

また、この施策の進捗状況や評価に関する情報は、市ホームページで市民に公表するなど、積極的に情報開示を行っていきます。

